令和3年第2回(6月)大磯町議会定例会

議 案 第 26 号 説 明 資 料

令和3年6月1日

専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)

事故概要

事故発生日時:令和3年3月2日(火)午後2時40分頃

場 所:中郡二宮町二宮 1240 番地 1 横浜地方法務局西湘二宮支局

損 害 物 件:フェンス

運 転 者:町民福祉部町民課主事

事 故 車 両:子育て支援課専用車/湘南480 せ7488 (スズキ エブリイ)

事故の相手方:横浜地方法務局長

事故発生状況:戸籍届書類送付のため、出張した横浜地方法務局西湘二宮支局の駐車場に

おいて公用車を駐車しようとしたところ、後方の安全確認が不十分であったため、駐車場に設置されたフェンスに当該車両の後部が衝突し、フェン

スを破損させた。

経 過:令和3年3月2日 事故発生

令和3年4月10日 事故の相手方が復旧工事を実施し完了

令和3年5月6日 示談締結

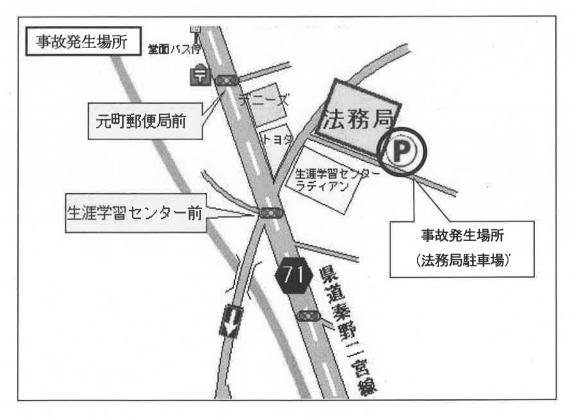
令和3年5月14日 専決処分

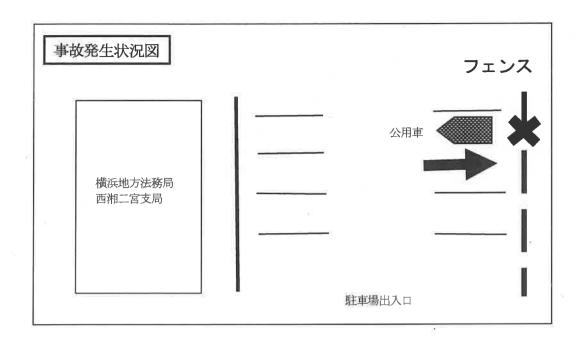
応:本件事故に起因する相手方への損害賠償金として、フェンスの修理費用を

町が賠償する。

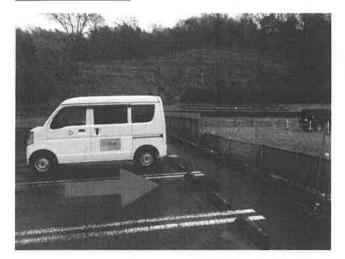
損害賠償金額:297,000円

対





車両等写真



運転していた公用車





破損したフェンス